

一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地
氏名 有限会社松井商店
代表取締役 松井 實

平成29年6月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

平成29年7月3日

倉吉市長 石田 耕太郎



記

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 事業の種類 | 一般廃棄物の収集運搬 |
| 2 事業の区域 | 倉吉市内 |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） |
| 4 許可の期間 | 平成29年7月4日から平成31年7月3日まで |
| 5 使用車両 | |
| 2.00トン積（鳥取430あ1023） | 2.00トン積（鳥取800さ3456） |
| 3.00トン積（鳥取430あ 22） | 3.05トン積（鳥取100あ 21） |
| 3.90トン積（鳥取130あ 25） | |

複写厳禁

6 許可の条件

- 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきりサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
- 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
- 市町村間のごみを混載しないこと。
- 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。
- 関係法令を遵守すること。
- 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。